

## 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

### (1) 世帯全員が、令和3年12月10日以前から住民票がある場合

- 基準日(令和4年6月1日)時点で世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯に確認書を送付しています。
- 確認書の内容(支給要件、振込先など)を確認して、**返信してください。**

### (2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した人がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日(令和4年6月1日)時点で住民登録がある市区町村に、提出してください。

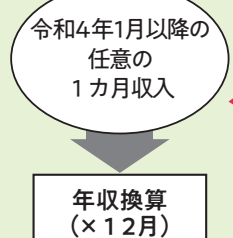
## 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税水準以下となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請日時点で住民登録がある市区町村に、提出してください。

### 家計急変世帯

所得要件の目安表 (世帯合計ではなく、世帯員それぞれの収入などで判定します)

家族構成例	収入額	所得額
単身または扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円



※所得は令和4年度の源泉徴収票または年収換算から給与所得控除額、経費などを減額して算出

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない減収の場合は対象外です。

## 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

手続きを忘れていませんか?

基準日(令和3年12月10日)時点で世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯に確認書を送付済みです。必要事項を記入し、早めに**返信してください。**

申請期限 **9月30日(金)まで**

### 問い合わせ

七尾市臨時特別給付金コールセンター  
☎53-2150 受付時間 平日10:00~17:00

### 窓口

七尾駅前パトリア3階 福祉課  
受付時間 平日10:00~17:00

☎福祉課 ☎53-3625

## 令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金・物価高騰対策助成金のご案内

⚠ 注意：令和3年度分を受給した世帯は、令和4年度分は受給できません。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税となる世帯などに対して、1世帯あたり10万円の現金を支給します。また、原油価格の高騰や生活必需品などの物価高騰を踏まえ、その一部(5千円)を合わせて助成します。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 支給額

臨時特別給付金 1世帯あたり **10万円**  
物価高騰対策助成金 1世帯あたり **5千円**

### 支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2~3週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が「令和4年度 住民税均等割が非課税」の世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

世帯全員が令和3年12月10日以前から市に住民登録がある場合、**確認書が届きます。**

確認書の内容(支給要件・振込先など)を確認して**返信してください。**

※世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した人がいる場合や、令和4年度住民税未申告の人がいる場合は、**申請が必要**です。

**申請が必要です。**  
申請期限 **9月30日(金)まで**

対象と思われる人は、まず七尾市臨時特別給付金コールセンターまで連絡してください。申請に必要な書類(申請書、申立書)を送付します。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。